議決通知

六月十八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

通知書受領

六月十八日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

手話に関する施策の推進に関する法律

質問主意書提出

六月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一九九号）

消防団員の支援に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二〇〇号）

海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書（紙智子提出）（第二〇一号）

ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇二号）

質問主意書転送

六月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八〇号）

消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八一号）

期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八二号）

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八三号）

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一八四号）

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八五号）

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八六号）

中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八七号）

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八八号）

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一八九号）

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九〇号）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一九一号）

法律公布奏上及び通知

六月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

人事異動

法務省

法制審議会委員に任命する（六月十七日）

佐伯　仁志

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第一号

公調委令和六年（フ）第一号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年六月二十日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

香川県小豆郡土庄町小部乙六二八番地一

裁定申請人　赤松石材有限会社

代表者　代表取締役　中西　一宏

香川県高松市番町四丁目一番十号

処分庁　香川県知事

香川県知事が、令和六年七月十二日付けをもって、赤松石材有限会社の岩石採取計画認可申請に対してした不認可処分は、認可の申請に必要な書類が添付されているにもかかわらず、これが添付されていないことを理由とする誤ったものであり、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　令和七年七月二十三日午後二時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

北陸地方整備局長　高松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　占用を制限する区域　新潟市中央区西馬越五四四番二三から同市中央区西馬越五三七番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年六月二十一日

(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

備考

中国地方整備局公示

吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十日

中国地方整備局長　林　正道

水系名	河川名	
吉井川水系	吉井川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
旭川水系	旭川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
旭川水系	百間川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
高梁川水系	高梁川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
高梁川水系	小田川	船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの